

津島市防犯灯設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、夜間における市民の交通の安全と犯罪の防止を図り、明るく住みよい町づくりを推進するとともに、環境への負担が少ない防犯灯の普及を促進するため、防犯灯を設置する町内会及び自治会（以下「町内会等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、市補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象及び補助金額)

第2条 補助の対象は、町内会等が維持管理を行う防犯灯において、次に各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会等がLED防犯灯を新設又はLED以外を光源とした防犯灯から取替を行う場合
- (2) 町内会等が設置したLED防犯灯を、経年による劣化又は自然災害等による故障により取替する場合

2 補助金の額は、防犯灯の設置等に係る経費の2分の1とし、1灯10,000円を限度額とする。なお、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、津島市防犯灯設置事業補助金交付申請書（様式第1）により、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、適当と認めたときは、津島市防犯灯設置事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、交付申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 補助金の交付の決定を受けた町内会等は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、津島市防犯灯設置事業完了届（様式第3）により、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の額を確定し、津島市防犯灯設置事業補助金交付確定通知書（様式第4）により通知するものとする。

(交付の補助金の請求)

第7条 前条による通知を受けた町内会等は、速やかに津島市防犯灯設置事業補助金交付請求書（様式第5）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者に補助事業に関する申請、報告及び執行等について不正な

行為があったと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は第6条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にそれを超える補助金が交付されているときは、その超える分について、津島市防犯灯設置事業補助金返還通知書(様式第6)により、補助事業者に通知し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、前条の規定による交付の決定の取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときもまた同様とする。

(設置後の維持管理)

第10条 防犯灯設置後の維持管理費は、当該防犯灯を設置した町内会等が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の津島市防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている申請等の用紙は、改正後の津島市防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。